

議 事 概 要

◎ 委員会の所管事務に係る調査について

- ・ 所管事務に係る調査の調査項目について、項目を提案している維新より改めて説明の上、各会派の意向聴取

維 新	・ 地域公共交通の果たす役割 ・ 府営公園のあり方
公 明	・ 前回と同じく、特になし
自 民	・ 前回と同じく、特になし

- ・ 調査項目に対する質疑応答

維新：委員会として提言を出したいので、委員会での所管事務調査を実施したい。

府営公園のあり方について、収益の上がない公園もあり、委員会として議論し、何かをしなければならない。

自民：成果物を出すことも決まりはない。会派間で意見がまとまらない中で一緒に調査する意図が分からない。

委員長：会派間で意見が一致しない状況で委員会を開会することはできるのか。

事務局：委員会の招集は委員長に権限がある。ただし、招集にあたっては、調査項目が確定しない中では要件を満たさない可能性がある。また、委員会条例第12条第2項に基づく招集請求により開会することも可能である。

委員長：委員長権限で開会することはできるが、各会派合意の下で行うものと認識している。維新におかれては、招集請求してでも実施したいのか検討してほしい。

- ・ 協議の結果、意見が一致しなかったため、持ち帰りの上、各会派検討し、後日改めて協議することで、各会派了承。